

みどり市小口資金融資案内

市内中小企業者で経営の安定化を図るため、小口の運転資金及び設備資金を必要とされている方は本資金をご利用下さい。

区 分	
融 資 対 象 者	市内に事業所を有し、1年以上継続して同一の特定事業を営んでいる中小企業者で、市税及び県税等に未納のないもの
資 金 使 途	小口の運転資金及び設備資金（土地の購入に係るものを除く。）
融 資 限 度 額	1, 2 5 0 万円
融 資 期 間	運転資金 6年以内 ・ 設備資金 8年以内 (各6カ月以内の据置期間を含む)
融 資 利 率	【令和2年6月1日から利率が引下げとなりました】 年1. 7%以内（別途信用保証料が必要になります） ※市の利子補給制度の対象となります
返 済 方 法	元金均等月賦返済
信 用 保 証	信用保証協会の保証を付けていただきます ※県と市で最大0.8%補助します
保 証 人	保証協会又は金融機関の定めるところによります (特別小口資金については不要)
担 保	物的担保は原則として不要です (特別小口資金については不要)
申 込 期 間	随時受付いたします
取扱い金融機関 (申し込み先)	銀行、信用金庫、信用組合
申込に必要な書類	・ みどり市小口資金申込書 ・ 信用保証申込に関する書類一式 ・ 個人情報の提供に関する同意書 ・ 暴力団等でないことの誓約書 ・ 直近2期分決算書及び確定申告書の写し ・ 試算表（決算後6ヶ月を経過した場合） ・ 住民票（個人で市外在住の場合） ・ 履歴事項全部証明書（法人の場合） ・ 未納税額のないことの証明書（県税、市税） ・ 資産証明書又は納税通知書の写し ・ 借入金残高明細書 ・ 許認可証の写し（許認可が必要な業種の場合） ・ 見積書、カタログ、仕様書（設備資金の利用者） ・ 保証人⇒住民票（市外の場合）、未納税額のないことの証明書（市税）、資産証明書又は納税通知書の写し ・ その他市長が必要と認めるもの ※ 詳細については裏面をご覧ください
問い合わせ先	みどり市大間々庁舎（みどり市大間々町大間々1511） 産業観光部商工課商工労政係 TEL 76-1938 FAX 76-9049